

## 8 - 4 . 安全靴 (戸東安第 76 - 40 号 第 83 - 43 号) <災害事例 35>

平成 11 年 4 月 1 日より作業所の全作業員を対象に安全靴の着用を義務つけた。

### 【作業所職員】

松戸工作所で取り扱っている安全靴を着用すること。

<理由>

- ・ 衝撃吸収性にすぐれたスポンジ材を踵部に採用
- ・ 安全靴も制服の一部と考え、色、形状の統一を図る

### 【作業員】<災害事例 35>

踵に吸収性の優れたものを使用している安全靴を着用させること。

(エアークッション機能付きがベストである。)

(製品の一例)



注意) 購入の際は JIS 規格合格品あるいは J P S A 推奨品であることを確認すること。

\* エアークッション機能付き安全靴は下記のメーカー他で製造しています。

- ・ (株)ノサック TEL082-425-3233
- ・ (株)シモン TEL0120-345-092